

積算基準及び歩掛表の建設局と企業庁の相違点（令和 6 年 1 0 月 1 日）

愛知県企業庁の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算には、愛知県建設局独自の積算基準書（以下「県版」という。）を適用し、「県版」に記載のないものは、市販されている国土交通省大臣官房技術調査課監修の積算基準書を適用する。

県版を使用する際は、以下の相違点に留意すること。

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

項目	県版	企業庁	頁
【土木工事編】			
第 2 章 工事費の積算			
①直接工事費			
5.諸雑費及び端数処理 (2)端数処理 6)工事価格	工事価格の金額は 1,000 円単位とする。	工事価格の金額は 1,000 万円以上 は 1 万円未満切捨てとする。 1,000 万円未満は 1,000 円未満 切捨てとする。	8
第 4 章 設計積算上の注意			
設計変更の取り扱い			
2.変更請負額の算定	愛知県財務規則第 134 条	愛知県企業庁財務規定 第 140 条第 2 項	50
5.設計変更のできる範囲	愛知県建設局・都市・交通局・ 建築局設計変更事務取扱要領 による。	設計変更に伴う契約変更取扱細則 による。	50
6.設計変更による契約変更 の範囲	愛知県建設局・都市・交通局・ 建築局設計変更事務取扱要領 による。	設計変更に伴う契約変更取扱細則 による。	51
第 5 章 随意契約方式により 工事を発注する場合等の共通 仮設費、現場管理費、及び一 般管理費等の調整について			
① 随意契約方式により 工事を発注する場合等の共通 仮設費、現場管理費、及び一 般管理費等の調整について			
1.適用範囲	平成 29 年 3 月 1 日付 28 建企 第 486 号「諸経費調整積算等 の取扱いについて(通知)」	平成29年3月24日付28企総第564 号「諸経費調整積算の取扱いにつ いて(通知)」	54

積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】

項目	県版	企業庁	頁
県版と企業庁に相違点はなし。			

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

項目	県版	企業庁	頁
【調査・設計業務委託】			
第 1 章 総則			
第 4 節 設計等における 数値の扱い			
4-2 端数処理等の方法			
(10) 業務価格	業務価格は、10,000円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	業務価格は、1,000 万円以上は 1 万円未満切捨てとする。1,000 万円未満は 1,000 円未満切捨てとする。調整は諸経費又は一般管理費で行う。ただし、単価契約は除くものとする。	1-3
第 5 節 設計変更の取り扱い			
5-2 変更業務委託料の算定	愛知県財務規則第 134 条	愛知県企業庁財務規定第 140 条第 2 項	1-6
5-5 設計変更のできる範囲	愛知県建設局設計変更事務取扱要領による。	設計変更に伴う契約変更取扱細則による。	1-6